

北海道乳幼児療育研究学会会則

第1条 (名称および事務局)

本会は、北海道乳幼児療育研究学会と称し、事務局を札幌協働福祉会たくあいアクティビティ「むう(夢)」内におく。

第2条 (目的)

本会は、北海道における乳幼児療育の向上発展のために、関連諸領域における実践と研究の交流、および相互研鑽をはかることを目的とする。

第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために、下記の事業を行う。

- (1) 研究発表大会の開催(年1~2回)
- (2) 研究誌の発行
- (3) 指定研究の実施
- (4) 各種研修会・研究会・研究事業への協力
- (5) その他必要な事業

第4条 (会員)

本会は、北海道に在住する乳幼児の療育上の諸問題に関心をもち、医療、福祉、保育、教育等の諸領域において、実践および研究に従事するもので、本会の趣旨に賛同するものをもって会員とする。

2.道外又は国外に在住するものであっても、理事会の承認をえて、会員とすることができる。

第5条 (顧問)

本会は、顧問をおくことができる。本会の発展に貢献のあったもので、役員が推薦し、総会の承認をえて会長が委嘱する。

第6条 (役員および監事)

本会は、次の役員および監事をおく。任期は3年とし、総会において決定する。ただし再任は妨げない。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

第7条 (会議)

本会は、運営上の必要に応じ、下記の会議を開く。

- (1) 総会 定期(年1回)。なお、会長が必要と認めたとときおよび会員の3分の1以上の要請があった場合には、臨時総会を開催することができる。
- (2) 理事会 会の運営の方針および予算等の審議を行う。

第8条 (会費)

本会の会員は、年額2,000円を会費として納入する。

第9条 (経費)

本会の事業に必要な経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもってあてる。

第10条 (会計年度)

会計年度は、4月から翌年3月までとする。

(2024年10月6日 第38回研究大会時総会)